

軽自動車税の減免が受けられる人の範囲

軽自動車税の減免を受けることができる人は、次に記載された障害の程度及び減免の対象となる軽自動車等の条件を満たしている場合に限られます。

障害の程度

障害の区分	身体障害者手帳に記載された障害の級別	戦傷病者手帳に記載された障害の程度 又は重度障害の程度	療育手帳に記載された障害の程度	精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級又は障害の状態に関する証明書に記載された障害の程度
視 覚 障 害	1 級から 4 級までの各級	特別項症から第 6 項症までの各項症	「A」 療育手帳がない場合は、権限ある機関が発行する「重度の知的障害者」であることの証明書が必要	1 級又は国民年金法施行令別表に定める 1 級の精神障害者の状態と同程度の状態 (注) 3 参照
聴 覚 障 害	2 級から 4 級までの各級	特別項症から第 4 項症までの各項症		
平 衡 機 能 障 害	3 級及び 5 級	特別項症から第 4 項症までの各項症		
音 声 機 能 障 害 (喉 頭 摘 出 に 限 る)	3 級	特別項症から第 2 項症までの各項症		
上 肢 不 自 由	1 級から 3 級までの各級	特別項症から第 6 項症までの各項症		
下 肢 不 自 由	1 級から 6 級までの各級	特別項症から第 6 項症までの各項症及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症		
体 幹 不 自 由	1 級から 3 級までの各級及び 5 級	特別項症から第 6 項症までの各項症及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症		
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級から 3 級までの各級		
	移動機能	1 級から 6 級までの各級		
心 臓 機 能 障 害	1 級、3 級及び 4 級	特別項症から第 3 項症までの各項症		
じ ん 臓 機 能 障 害	1 級、3 級及び 4 級	特別項症から第 3 項症までの各項症		
呼 吸 器 機 能 障 害	1 級、3 級及び 4 級	特別項症から第 3 項症までの各項症		
ぼ う こ う 又 は 直 腸 機 能 障 害	1 級、3 級及び 4 級	特別項症から第 3 項症までの各項症		
小 腸 機 能 障 害	1 級、3 級及び 4 級	特別項症から第 3 項症までの各項症		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 4 級までの各級			
肝 機 能 障 害	1 級から 4 級までの各級	特別項症から第 3 項症までの各項症		

- (注) 1 身体障害者手帳と戦傷病者手帳の双方の交付を受けておられる場合は、いずれかが上表に該当すれば減免を受けることができます。
- 2 戦傷病者手帳の交付を受けておられる場合で、昭和 28 年恩給法の改正に係る附則第 22 条の規定により恩給法附則別表第 5 に対する改正前の第 3 款症は、現在の第 4 款症となりますので、減免を受けることができません。
- 3 精神障害の程度が上表の条件を満たしている場合でも、精神通院医療に係る自立支援医療費受給者証が交付されていなければ減免を受けることができません。